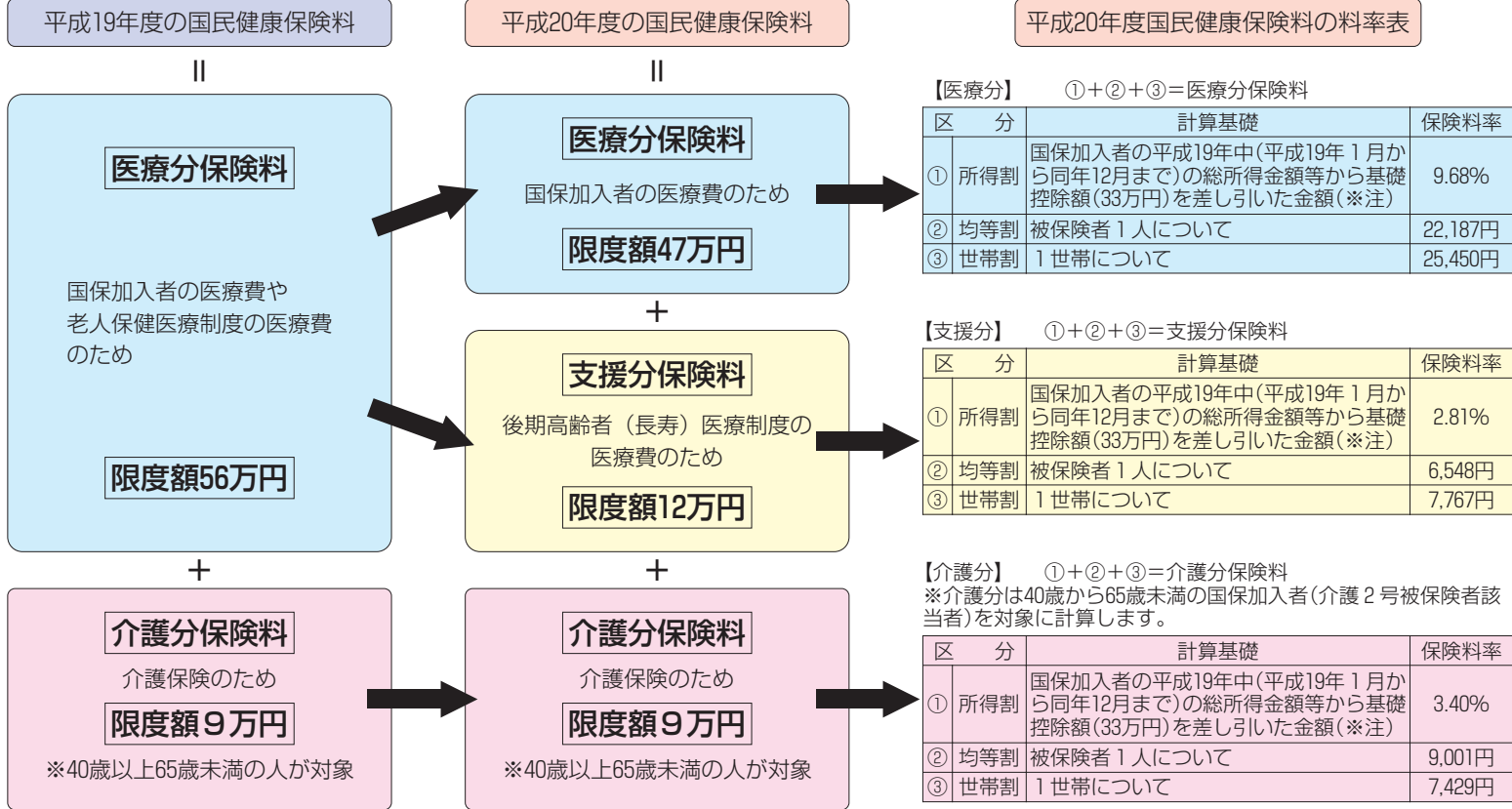


保険の お知らせ ①

平成20年度

国民健康保険料率が決定しました

表1



(※注) 所得割の計算基礎となる所得金額は、所得を有する国保加入者ごとに算出します。世帯で複数所得を有する国保加入者がいる場合は、それぞれで算出した額の合計額が計算基礎となります。

6月中旬に 納入通知書を送ります

19年度までの 医療分保険料が 医療分と支援分に分かれます

平成19年度までの医療分保険料は、国民健康保険の被保険者の医療費に充てる分と、75歳以上の老人(老人保健医療制度の対象者)の医療費に充てる分をまとめて計算してまいりました。平成20年度に老人保健医療制度が、後期高齢者(長寿)医療制度に変わりましたので、国民健康保険の被保険者の医療費のための「医療分保険料」と後期高

齢者(長寿)医療制度のための「支援分保険料」に分けて計算することになりました。「医療分保険料」と「支援分保険料」の2つに分かれることにより、それぞれに限度額が設定されます(表1参照)。

保険料の 特別徴収が 10月から開始に

確定申告などによって、平成19年中(平成19年1月から同年12月)の所得が確定したことに伴い、平成20年度の保険料率を決定しました。保険料は、「医療分」と「支援分」および「介護分」(40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者の場合)を、それぞれ料率表(表1右側参照)により計算し、合算した額です。6月中旬に送付する納入通知書または決定通知書で、平成20年度の年間分の保険料を確認し、納めてください。

所得割保険料の 負担緩和措置について

本市は、平成18年度分の保険料から、所得割額の計算方法をこれまでの市税に準じて計算する「市税方式」から、所得に準じて計算する「所得比例方式」に変更しました。そのため、保険料が上がる世帯の負担緩和措置として、所得割額を「市民税方式」と「所得比例方式」でそれぞれ計算・比較し、「所得比例方式」の所得割額が高くなる世帯について、平成20年度は、その差額の4分の1を軽減します。

こんな場合も 保険料の軽減が受けられます!

社会保険など、会社の健康保険の被保険者本人が後期高齢者(長寿)医療制度の被保険者となったことでその被扶養者で65歳以上の人が、国民健康保険に加入した場合、加入してから2年間は保険料を軽減する負担緩和措置が適用されます(表2参照)。

後期高齢者医療 制度の創設に伴う 負担緩和措置

国民健康保険料は、国民健康保険に加入している被保険者のおおで計算し、

照)。この負担緩和措置は申請が必要です。

表2

| 種類  | 減免割合   |
|-----|--|
| 所得割 | 所得割がないものとして計算します。  |
| 均等割 | 均等割を半額となるように計算します。                                       |
| 世帯割 | 世帯割を半額となるように計算します。ただし、同一世帯内に対象者以外の被保険者がいる場合は、その適用はありません。 |

※7割または5割の減額(法定軽減)に該当している場合は、均等割と世帯割りがすでに半額以下となっていますのでその適用はありません。

納付困難な時は 早めにご相談を

災害や事業の廃業、失業などにより保険料の納付が困難になった時は、納付を一時猶予したり一定の基準によって減免する制度があります。お住まいの区役所保険年金課(今宿出張所は市民課)へご相談ください。

【問合せ先】

| 各区役所(出張所)の保険年金担当課 |          |          |
|-------------------|----------|----------|
| 区                 | 電話番号     | FAX番号    |
| 東                 | 645-1102 | 631-6463 |
| 博多                | 419-1118 | 441-0075 |
| 中央                | 718-1124 | 725-2117 |
| 南                 | 559-5152 | 561-3444 |
| 城南                | 833-4123 | 844-6790 |
| 早良                | 833-4372 | 846-9921 |
| 西                 | 895-7090 | 883-6690 |
| 今宿出張所             | 806-9432 | 806-6811 |

還付金詐欺に注意!

区役所などの職員を装い電話をかけ、ATMで医療費や年金等の払い戻しの手続きをされると偽り、お金をだまし取ろうとする詐欺事件が発生しています。ATMを介して払い戻しをすることは絶対ありませんのでご注意ください。 各區区役所(出張所)の保険年金担当課